

Whiz縛りなしプラン利用規約

本規約は、ソフトバンクロボティクス株式会社（以下「当社」といいます）が、法人のお客様（以下「お客様」といいます）に対して提供する、自律走行式バキューム清掃ロボット「Whiz」のレンタルサービスに関する条件を定めています。お客様が、当社に利用申込みを行った場合は、本規約に同意したものとみなします。なお、関連する説明書及び注意事項等としてあらかじめ当社がお客様に提示した情報も、本規約の一部を構成するものとします。

第1条 （定義）

本規約に定める用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「機体本体」とは、自律走行式バキューム清掃ロボット「Whiz」の本体部分（ハードウェア）をいいます。
- (2) 「本ソフトウェア」とは、米国Brain Corporation（以下「Brain 社」といいます）が開発し、機体本体に組み込まれた、自律走行及び運転機能（これに関連する通信機能及び各種表示機能を持つプログラム等を含みます）を持つBrain OS（ソフトウェア）及びこれにより使用可能となるクラウドサービスをいいます。なお、本ソフトウェアの使用には、あらかじめBrain 社が定める使用許諾条件に同意することが必要です。
- (3) 「Whiz」とは、機体本体と本ソフトウェアの総称をいいます。
- (4) 「本サービス」とは、第2条第1項各号のサービスの総称をいいます。
- (5) 「ライセンス」とは、お客様に対し、本ソフトウェアの使用許諾を行うBrain 社をいいます。
- (6) 「付属品」とは、バッテリー、充電器、お知らせブザー、お知らせブザー充電台（ケーブル含む）、機体本体の梱包箱及びお知らせブザーの梱包箱をいいます。

第2条 （本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、以下各号に定めるものとし、いずれかのみをご利用いただくことはできません。
 - (1) 機体本体（付属品含む）のレンタル
 - (2) 本ソフトウェアの利用
 - (3) リースサポートサービス（故障時の代替機提供、コールセンター問い合わせ対応等）
 - (4) Whiz Connect の利用権の提供
 - (5) 自然故障時の機体本体の交換
 - (6) 消耗品の定期配送
2. 本サービスの利用期間は、申込書に記載する申込日の翌月1日を起算日として1ヵ月です。但し、契約期間終了までに第25条に定める解約手続きが完了しない限り契約期間は1ヶ月延長されるものとし、以後も同様とします。本ソフトウェアを使用するには、あらかじめライセンスの使用許諾条件への同意が必要です。
3. 本サービスでお客様にレンタルする機体型番は以下となります。なお、機体は新品または新品同等の品質を確認したリファーマビリティ品となります。

型番	A00000101A01
----	--------------

第3条 （消耗品・付属品）

機体本体の利用に必要な紙パック、ブラシ等の消耗品・付属品は、当社が指定するものを使用するものとします。当社が指定するもの以外を使用したことによる機体本体及び本ソフトウェアの不具合について、当社は何らの責任を負いません。

第4条 （料金の支払い）

1. 本サービスは、申込書に記載する申込日の翌月1日を課金開始日とします。なお、暦月の途中で本サービスにかかる契約が終了した場合でも、請求単位は1か月分の本サービスの利用料金（以下「料金」といいます）とします。
2. 当社は料金に係る債権を債権回収事業者（株式会社ネットプロテクションズ）に譲渡する場合があります。ただし、当該債権につき譲渡しない旨をお客様に別途通知した場合はこの限りではありません。この場合、お客様は、当社が指定する支払期日までに料金を支払うものとします。なお、支払期日が金融機関の休業日に該当する場合、直前の営業日を支払期日とし、振込み手数料等の費用がかかる場合は、お客様が負担するものとします。
3. お客様が当社に対する料金の弁済を怠ったときは、お客様は、当社に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、遅延した金額について、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第5条 （申込み）

1. 本サービスの利用を希望するお客様は、本規約、本ソフトウェアの使用許諾条件及び債権回収事業者の会員規約（<https://np-kakebarai.com/buy/member/terms/>）に同意のうえ、当社所定の方法により申込み手続きを行うものとします。申込み手続きの完了をもって、申込みの承諾とし、本サービスにかかる契約が成立するものとします。一度に複数の申込があった場合でも、一サービスごとに一つの本サービスにかかる契約が成立するものとします。また、契約成立後は、本サービスをキャンセルすることができません。
2. 当社は、お客様が次の各号に該当する場合は、申込みの承諾を取消すことがあります。なお、当社は、本項に基づく取消しに起因して、お客様又はその他の第三者が損害を被った場合でも、何らの責任を負わないものとします。
 - (1) 当社が提供する他のサービスに違反し、その料金もしくは費用等の支払いを過去又は現に怠ったり、又は怠るおそれがあるとき
 - (2) 当社又は当社が指定する第三者の与信基準を満たさなかったとき
 - (3) 本規約に違反しているもしくは違反するおそれがあるとき、又は過去に違反したことがあるとき
 - (4) 申込みにあたり、虚偽の届出をしたとき又は当社の指定する書類を提出しないとき

- (5)
- (6) 本サービスを利用する場所の環境・管理状況が、本サービスの提供に支障を与えると当社が判断するとき
- (7) その他、上記各号に準ずる場合においても、申込みを承諾することが不相当であると当社又はライセンサーが判断したとき

第6条 (利用料金等)

- 1. 本サービスの利用料金は別途申込書に記載の通りとします。
- 2. 本サービスの利用料金に加え、事務手数料 19,800 円(税抜)が初期登録にかかります。
- 3. 本サービスの利用時(ポータル、アプリ利用等)に別途通信料が発生する場合には、お客様の負担となります。

第7条 (お客様側の体制)

- 1. お客様は、本サービスを利用するために必要な備品・消耗品、収納場所、電源、通信回線・機器等を自己の費用と責任で用意するものとします。また、機体本体の納品・設定作業等、本サービスの取扱いにかかる管理者を選任し、あらかじめ当社に通知するものとします。
- 2. お客様は、前項の管理者、住所、商号もしくは連絡先等、当社に申告した情報に変更があるとき又は合併・会社分割を行う場合は、事前に当社に書面で通知するものとします。

第8条 (引渡し及び検査)

- 1. 当社は、お客様の指定する日本国内の場所に、機体本体を配送し引渡すものとします。お客様は、機体の出荷日から起算して14日以内に機体本体の異常について確認するものとし、当社に異常の有無について何らの連絡もしないときは、当該期間最終日を引渡し完了日とします。
- 2. お客様が、機体本体に異常があることを当社に連絡した場合、当社の判断により、正常な機体本体と交換するか、配送した機体本体を修理します。当社が機体本体を交換する場合、お客様は異常のある機体本体を適切に保管するものとします。
- 3. お客様の都合による配送場所の変更、天災地変、輸送機関の事故又は交通規制等、当社の責めに帰すことのできない事由により、機体本体の配送が遅滞した場合には、当社は配送遅滞の責任を負わないものとします。

第9条 (権利の帰属)

- 1. 本サービスのうち、機体本体と付属品にかかる所有権は、当社に帰属します。
- 2. 機体本体及び本ソフトウェアにかかる知的財産権は、機体本体の製造者又はライセンサー等の権利者に帰属し、本サービスの利用により、お客様に譲渡され、又は移転等されるものではありません。お客様は、本サービスの利用において、当該権利者の権利を侵害し、又は権利者に損害を与える可能性のある行為を一切行ってはならないものとします。

第10条 (紛失、不具合等)

- 1. 機体本体の紛失、盗難、毀損、汚損、火災、又は浸水等の事故が生じた場合、お客様はすみやかに当社が指定する窓口ご連絡するものとします。なお、合理的な理由なく、事故の発生から4週間以上経過した後に連絡を受けた場合又は何らの連絡を受けない場合、当社は事故が生じた機体本体の新品相当額及び損害賠償請求をすることができるとします。
- 2. 前項のほか、本サービスの不具合にかかる問合せ、故障修理等の依頼は、当社が指定する問い合わせ窓口にご連絡するものとします。
- 3. 本サービスの保守対応にかかる機体本体の運送費用は、原則当社の負担とします。なお、修理・保守対応の一部は有償対応になる場合があります。
- 4. 本件スマートロボット端末の紛失等が発生した場合、お客様は以下の紛失時損害金を当社が定める期日までに支払うものとします。

紛失時損害金	498,000円
--------	----------

- 5. 当社は、本条に定める対応により、お客様が本サービスを使用できない期間があっても、返金又は減額等の対応をしないものとします。

第11条 (ヘルプデスク)

- 1. 当社は、お客様からの本サービスの利用方法、及び不具合に関する問い合わせについて、別途当社が指定する窓口(電話番号及び問い合わせフォームを指し、以下「ヘルプデスク」といいます)にて受付対応します。なお、当社は、当該対応について、問い合わせに完全に回答できること、当該問い合わせ対応により、お客様に発生している全ての問題が解決することを保証するものではありません。
- 2. ヘルプデスクの受付時間は次の通りです。なお、具体的な受付先については、別途当社がお客様に通知するものとします、受付先を変更する場合も同様とします。
 - (1) 電話受付: 営業時間 9:00 - 18:00
営業日 平日月~金(土日祝日、年末年始を除く)

第12条 (Whiz 毀損時の交換対応)

- 1. お客様は、Whizについて、理由の如何を問わず毀損が発生した場合、前条に定める時間内において、当社所定のヘルプデスクに申告を行うものとします。
- 2. 当社は、前項の申告を受け付け当社が必要と判断した場合、Whizの交換を行うものとします。
- 3. 第1項に定める申告に応じ交換を行うWhiz(以下「故障機」といいます)から代わりに提供するWhiz(以下「交換機」といいます)へのデータ(Map等)の移行対応等は、別途当社及びお客様が協議の上、合意した日時及び場所において行うものとします。

4. お客様は、前項に定めるWhizの交換に関し、次の事項を遵守し、予め承諾するものとします。
 - (1) 当社は、不具合や毀損の申告及び回収の時点では、有償修理となるか否か、また有償修理になる場合の金額につき判断や通知を行うことはできないため、申告時点において、有償修理が発生した場合にお客様がその修理費用を負担することに承諾した場合のみ交換が受けられること(当該承諾をせずに交換機の提供を受け、有償修理が発生した場合に、修理費用の支払を免れることが出来るものではありません。)
 - (2) 故障機のデータ (Map等) を事前に通信環境の良いところでクラウド上にアップロードした上で、当社に引き渡すものとし、お客様がそれらを行わなかったことにより、お客様又は第三者に生じた損害につき、当社は一切の責任を負わないこと。
 - (3) 故障機の返却にあたり、第21条に記載の事項を遵守し、承諾するものとする。
 - (4) 故障機で正常に使用できたことが、交換機では正常に動作しない場合があること。
 - (5) 交換器を配送する際の配送費については、原則当社で負担いたします。
 - (6) 故障における交換により、当社がお客様にレンタルするWhizは、交換機となること。
 - (7) 故障機及び交換機の配送については、当社指定の配送方法を採用することとし、故障機のお客様による持ち込みは出来ないこと。

第13条 (修理の実施と費用負担)

1. 当社は、故障機を受領した場合、当社及びメーカー所定の基準により、修理が必要と判断した全ての箇所の修理を実施します。
2. Whiz、お知らせブザー及びお知らせブザー充電台 (ケーブル含む) は、無償で修理いたします。
3. 前項にかかわらず、お客様は、故障機の故障の発生が次の各号の事由に起因する場合、修理費用の負担を要するものとし、当該修理費用を当社の請求に基づき支払うものとします。
 - (1)
 - (2) お客様及び第三者の故意又は過失によって生じた故障、水濡れ、全損等の場合
 - (3) 「取扱説明書」に記載のない不適切な利用、修理・改造・塗装等の形跡があると当社及びメーカーが認めた場合
 - (4) 飛行機機内への持ち込みが原因での故障等の場合
 - (5) 日本国外でのご利用によって生じた故障の場合
 - (6) お客様がWhizのソフトウェアバージョンアップ等の作業を実施しなかったことに起因する故障等の場合
 - (7) 戦争・テロ・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
 - (8) 犯罪によって生じた故障等の場合
 - (9) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
 - (10) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
 - (11) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
 - (12) お客様が債務の支払いを現に怠っている場合
 - (13) お客様が、交換修理に関する情報及び物品を、当社の求めに対して提供しない場合
 - (14) その他前各号に定める事項以外に、メーカーが定めるWhizの取扱い説明書その他の文書で定められた推奨環境以外での使用に起因した故障等の場合

第14条 (本ソフトウェアのアップデート)

1. お客様は、ライセンサーがいつでも本ソフトウェアのアップデート、バージョンアップ、その他改変 (以下「アップデート等」といいます) を行う権利を保有しており、これらの権利の行使について、事前に通知されずに行われることを、あらかじめ承諾するものとします。
2. ライセンサーによるアップデート等により、本ソフトウェアの仕様、品質が大幅に変更になる場合又は重要な機能等が変更になる場合、当社は可能な限りすみやかに、変更後の内容を書面、電子メール又はウェブサイト等により通知・公表するものとします。
3. お客様は、ライセンサーによるアップデート等の目的が、Whizに生じている問題を解決するものである場合において、当社からの通知後、自己の責任において本ソフトウェアのインストール及び再起動を行うものとします。当社及びライセンサーは、お客様が当該インストール及び再起動を行わなかったことによる事故、故障、その他の不具合について免責されるものとします。

第15条 (データの利用)

1. お客様は、サービスの適正な運用のため、当社、ライセンサー及びライセンサーが指定する第三者が、機体本体及び本ソフトウェアの利用により得た情報 (走行情報、マップ等) を閲覧、処理、保管・管理することを、あらかじめ承諾するものとします。
2. 当社及びライセンサーは、本サービスにかかる契約終了後も、前項の情報を匿名化したうえで保有し、利用できるものとします。

第16条 (お客様の責任)

1. お客様は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、本サービスにおいて行った一切の行為、及びその結果について一切の責任を負うものとします。
2. お客様が本サービスを利用したことにより、当社が直接かつ現実に発生した損害を被り、又は費用を負担した場合、お客様は、当社の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければならないものとします。
3. お客様は、Whizを使用するにあたり、使用する場所の所有者又は場所の管理者に確認し、お客様の費用と責任で使用にかかる権利処理を行うものとします。

第17条 (禁止事項)

お客様は、本サービスの利用終了後又は本ソフトウェア使用許諾期間満了後であっても、次の各号に定める行為を

行ってはならないものとします。

- (1) 機体本体又は本ソフトウェアを日本国外へ持出すこと、又は日本国外で利用すること
- (2) 機体本体又は本ソフトウェアを当社に無断で第三者に再貸与し、又は第三者と共同利用すること
- (3) 機体本体及び本ソフトウェア利用者が別の法人であること、機体本体を利用していない者が本ソフトウェアを使用すること
- (4) 清掃目的以外で機体本体及び本ソフトウェアを使用すること、機体本体の分解又は改造等、Whizの説明書・マニュアルで禁止する使用、その他ライセンサーの本ソフトウェア使用許諾条件に違反する使用をすること
- (5) 商標、機体番号、技術認証表示等の剥離、汚損・毀損、その他判読できない状態にすること
- (6) 本ソフトウェア及び本ソフトウェアにかかるプログラムの複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード導出の試み、暗号化、修正又は二次的著作物の創造、データの抽出及び公開をすること
- (7) 機体本体の製造者が保有する商標権、特許権、著作権等の知的財産その他法令上又は契約上保有する権利を侵害する行為
- (8) 当社及びライセンサーの信用又は権利を毀損・侵害する行為、又は他人に対するいやがらせ、もしくは誹謗中傷を目的とする行為
- (9) 本サービスの運営又は利用を妨害し、当社又はライセンサーに対し支障を与える行為
- (10) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、その他前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為
- (11) その他、当社が不適切と判断する行為

第18条（免責）

1. 当社は、本サービスの安全性・有用性・正確性・完全性等について、明示又は黙示にも一切保証をするものではなく、本サービスの提供、遅滞、変更、中断、停止もしくは廃止、その他本サービスに関連して発生したお客様の損害について、損害賠償責任その他一切責任を負わないものとします。
2. 当社は以下の各号記載の事項については一切の責任を負わないものとし、お客様が自己の責任で解決するものとします。
 - (1) お客様が本規約に違反した結果、お客様及び第三者に生じた損害
 - (2) 情報の消失・欠損・遅延により生じたお客様の損害
3. 当社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害が発生した場合、当社は、損害発生時点までに、本サービスにかかる契約に基づき当社が受領済みの契約金額を限度に責任を負うものとします。

第19条（秘密保持）

1. お客様及び当社は、本サービスの利用中において秘密である旨を明示して開示された相手方の情報（以下「秘密情報」といいます）を漏洩し、又は相手方の事前の書面による承諾を得ないで、秘密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りではないものとします。
 - (1) 開示者の開示時に既に公知であった情報
 - (2) 開示者の開示時に既に受領者が保有していた情報
 - (3) 開示者の開示後、受領者の責めによらず公知となった情報
 - (4) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 開示者から開示された情報によらず受領者が独自に開発した情報
2. 前項の定めにかかわらず、受領者は、法令上の要請により秘密情報の開示が義務付けられている場合、又は司法機関もしくは行政機関等から法令上の根拠に基づき秘密情報の開示を命じられた場合は、かかる義務の範囲内で当該秘密情報を開示することができる。この場合、受領者は、関連法令に反しない限り速やかにその旨を開示者に通知し、開示者からの要請を考慮し、その開示範囲を法令上義務付けられる必要最小限の範囲にとどめるための努力を尽くした上で、秘密情報を開示することができる。また、開示者が法的救済を求める場合には、合理的範囲内で開示者に協力しなければならない。
3. 当社は、お客様に対する本サービスの提供、保守対応、問い合わせ対応等、本サービスに関して行う業務のため、自己の責任において、ライセンサー、債権回収事業者及び業務委託先に、お客様の秘密情報を開示できるものとします。
4. 本条の規定は、本サービスにかかる契約の終了後も5年間は無効に存続するものとします。

第20条（お客様にかかる情報及び個人情報の利用）

1. 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、お客様の情報（個人情報を含みます。）を、次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用、共同利用および第三者提供するものとします。
 - (1) お客様からの問い合わせへの対応、本サービスの利用に関する手続きの案内又は情報の提供等の業務
 - (2) 料金、使用許諾料等の計算、与信審査及び請求に係る業務
 - (3) 市場調査及びその分析
 - (4) 当社又は当社が扱う他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
 - (5) 情報通信業界の発展及びお客様へのサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
 - (6) Whizの保守又は故障対応等の取扱い業務
 - (7) 法令の定め又は行政当局の通達・指導等に基づく対応
2. 当社は、本サービスの利用料金等の債権を第三者に譲渡することを目的として、個人情報を債権譲渡先へ提供する場合があります。
3. 当社は、前項第6号の業務において、お客様にかかる情報をメーカーと共同で利用できるものとします。この場合、Whiz 本体並びに付属品の障害連絡、重要なアップデート等の通知は、直接当社からお客様に対して行われることがあります。
4. 本サービスの提供期間終了後も、お客様サポートのため、お客様の従業員等の個人情報を保管することがございます。
5. 当社の個人情報の取り扱いについては下記URLをご確認ください。

第21条 (機体本体及び付属品の返却)

1. お客様は、Whizの故障機の返却時または本サービスにかかる契約の終了時には、当社が別途定める方法で、すみやかに機体本体及び付属品を当社に返却するものとします。
2. 当社が指定する機体本体および一部の消耗品、付属品のみを返送することとし、当社が指定しない消耗品、付属品、その他お客様の所有物(取扱い説明書で推奨されていないものや契約違反に該当するものを含む)はお客様の責任において取り外すこと。なお万が一、当社が指定しない消耗品や付属品、その他お客様の所有物を取り外さずに返却した場合、その所有権を放棄したものとみなします。
3. Whizの故障時、代替機の発送日から4週間以内、または本サービスの終了日から4週間以内に機体本体が返却されない場合、お客様は以下の未返却損害金を支払うものとします。

未返却損害金	498,000円
--------	----------

4. 本サービスの解約申告後、本サービスの終了日より前に機体本体および一部の消耗品、付属品が返却された場合は、残る契約期間の本サービスの利用権を放棄したものとみなします。
5. 当社に返却された機体本体に毀損・汚損又は付属品の不足がある場合、当社はお客様に対し、故障修理費又は代替品購入代金相当金額を請求できるものとします。

第22条 (損害賠償)

お客様が、自己の責に帰すべき事由より本規約に違反し、当社又はライセンサーその他の第三者に損害を与えた場合、お客様は、本サービスにかかる契約の解除の有無にかかわらず、その損害について賠償責任を負うものとします。ただし、お客様の責に帰すことのできない事由から生じた損害、お客様が予見できない特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。確認しました

第23条 (不可抗力)

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関の事故・交通規制、ライセンサーにおける権利侵害等、当社の支配が及ばない事由による本規約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、当社は責任を負わないものとします。
2. 前項の事由が1ヶ月以上継続し、当社が本規約に基づく履行が不可能と判断する場合は、その旨お客様に通知した上で、本サービスにかかる契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第24条 (本サービスの停止等)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を中止又は制限することができるものとします。
 - (1) お客様が本規約等の規定に違反したとき
 - (2) 本サービス提供に必要な第三者の役務提供が停止又は制限されたとき
 - (3) 本サービス提供のため当社が準備する、当社又は第三者の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (4) 第18条2項及び第23条の規定による時
 - (5) 当社の都合により、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 理由の如何を問わず本サービスにかかる契約が終了した場合、お客様への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、第1項乃至第3項に定めるいずれかの事由により本サービスを提供できなかったことに関して、お客様又はその他の第三者が損害を被った場合でも、何らの責任を負わないものとします。

第25条 (解約手続き・契約の切り替え)

1. お客様が本サービスにかかる契約を解約する場合は、当社所定の方法で通知するものとします。
2. 前項の通知があった場合、当社にて解約を承諾した日の月末をもって本サービスの提供を終了します。
3. 本サービスの終了時点で存在するお客様の一切の債務については、本サービス終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。
4. お客様は、本サービスの利用を開始したWhizについては、当社が提供中、又は新たに提供を開始する本サービスと類似、又は別途プランの清掃機能やメンテナンス等のサービス提供を受けることはできないことを予め承諾するものとします。ただし、当社が書面をもって承諾を行った場合はこの限りではありません。

第26条 (契約の解除)

1. お客様が本規約に違反した場合、当社は、相当な期間を定めて当該違反事由の解消を求める催告を行うことができるものとし、当該期間経過後、お客様が違反事由を解消しなかったとき、当社は本サービスにかかる契約を解除することができるものとします。
2. お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、何ら催告することなしに、本サービスにかかる契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) お客様の財産につき差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てを受け、又は租税滞納処分を受けたとき
 - (2) 支払不能もしくは支払停止に陥り、又は破産、民事再生、会社更生、又は特別清算の申立てがあったとき
 - (3) 営業の廃止もしくは変更、又は合併によらない解散の決議をしたとき
 - (4) 振出し又は裏書した手形、又は小切手の決済ができなかったとき、あるいは手形取引上の交換停止処分を受けたとき
 - (5) その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき

- (6) お客様が当社に対して虚偽の事実を告げたとき、又はお客様の申告した事実が虚偽であると合理的に判断されるとき
- 前二項により本サービスにかかる契約が解除された場合、お客様が有する債務は期限の利益を失うものとし、ただちに全ての債務を当社に弁済するものとします。
 - 前三項の規定は、当社からお客様に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
 - 本条の規定により、当社とお客様間の契約が解除された場合は、ライセンサーによる本ソフトウェアの使用許諾も同時に終了するものとします。

第27条 (本サービスの廃止)

当社は、本サービスを廃止する場合、事前にお客様に通知します。この場合において、当社が定める廃止日をもって、本サービスはすべて終了するものとします。

第28条 (委託)

- 当社は、本規約に定める義務の履行の全部又は一部を、当社の責任と負担において、第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該委託先に対し、当該委託業務遂行について本規約に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。
- 当社が、前項に基づき、義務の一部を第三者に委託した場合であっても、当社は、本規約に定める義務を免れるものではなく、当社は、お客様に対し、当該委託先の行為につき、一切の責任を負うものとします。

第29条 (反社会的勢力の排除)

- 当社及びお客様は、自己(法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)又は本サービスにかかる契約を代理もしくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- お客様は、当社が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、当社が必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
- 当社は、お客様又は本サービスにかかる契約を代理もしくは媒介する者が反社会的勢力に属することを把握した場合、催告なく、本サービスにかかる契約を解除することができるものとします。
- お客様が、本サービスに関連する契約(以下「関連契約」といいます)を第三者と締結している場合において、当該第三者又は関連契約を代理もしくは媒介するものが反社会的勢力に属することを把握した場合、当社はお客様に対し、関連契約の解除その他必要な措置を求めることができ、お客様がすみやかにこれに応じなかった場合は、ただちに本サービスにかかる契約を解除することができるものとします。
- 当社が、前二項により本サービスにかかる契約を解除した場合、お客様に生じた損害を賠償する責を負わないものとします。

第30条 (権利の譲渡等)

お客様は、本規約に基づき発生する自己の権利義務の全部又は一部を、当社の事前の承諾なく、第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならないものとします。

第31条 (地位の承継)

- 法人の合併又は会社分割によりお客様の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、又は会社分割により設立された法人もしくは会社分割により営業を承継する法人は、確認書類等、当社所定の書面(事実確認のために当社が指定する書類を含む)を当社に提出するものとします。

第32条 (通知)

- 当社からお客様への通知は、本規約に特段の定めがない場合、電子メール、書面の郵送又は当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
- 前項の通知は、各方法により当社が通知を発信した時点から効力を生じるものとします。

第33条 (規約の変更)

当社は、お客様の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、本規約の各条件は、変更後の本規約の内容によります。当社は可能な限りすみやかに、変更後の内容を書面、電子メール又はウェブサイト等により通知・公表するものとします。

第34条 (準拠法)

- 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- 本規約は、日本語によって記述された利用規約(以下「日本語版規約」といいます)を正文とします。本規約につき、英語又はその他の言語によって記述された場合であっても、他言語版規約はいかなる効力も有しないものとし、日本語版規約のみが法的効力を有するものとします。

第35条 (合意管轄)

本規約及び本サービスにかかる契約に関連するお客様と当社間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条 (各条項の効力)

本規約のいずれかの条項、又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、その他の本規約の条項、及び一部が無効と判断された条項の残りの部分は、有効に存続するものとします。

第37条 (存続条項)

本サービスにかかる契約の終了後も、第16条(お客様の責任)、第18条(免責)、第20条(お客様にかかる情報及び個人情報の利用)、第21条(機体本体の返却)、第22条(損害賠償)、第26条(契約の解除)、第29条(反社会的勢力の排除)、第30条(権利の譲渡等)、第34条(準拠法)、第35条(合意管轄)、第36条(各条項の効力)、本条及び第38条(協議)は、有効に存続するものとします。

第38条 (協議)

本規約に定めのない事項又は本サービスにかかる契約の履行に疑義が生じた場合は、お客様と当社の双方で誠意をもって協議の上、解決を図るよう努めるものとします。

以上

別紙 1

本サービス内容一覧と提供価格

1. 本製品および消耗品定期配送には以下が含まれます。

提供商品	本製品レンタル	消耗品定期配送	
	Whiz本体+付属品 ※初回導入時	スターターキット ※初回導入時：別送	定期配送 ※頻度は各項目参照
Whiz本体	1個	-	-
紙パック	1枚	3セット (10枚/1セット)	1セット (10枚/1セット) ※2ヶ月に1回
ブラシ	1個	-	1個 ※6ヶ月に1回
Hepaフィルター	2個	-	1個 ※6ヶ月に1回
バッテリー	1個	-	-
充電器	1個	-	-
お知らせブザー	1個	-	-
お知らせブザー充電台	1個	-	-
HLC	-	1セット (10枚/1セット)	-
箱 (本体・バッテリー ・チャージャー)	各1個	-	-

別紙2

返却品の取り扱い

1. 初期配送／返却時の発送物

(1) 初期配送および返却時の発送物は以下の通りとします。

箱別分類	パーツ	セット	初期	返却
本体・付属品	Whiz本体	1台	○	○
	紙パック	1個	○	
	ブラシ	1個	○	
	Hepaフィルター	1セット(2個)	○	
	お知らせブザー	1個	○	○
	お知らせブザー充電台 (ケーブル含む)	1個	○	○
	マイクロファイバークロス	1個	○	
	Whiz梱包箱	1個	○	○
	お知らせブザー梱包箱	1個	○	○
スターターキット	紙パック	1セット(30枚)	○	
	ホームロケーションコード	1セット(10枚)	○	
	スターターキット梱包箱	1個	○	
バッテリー	バッテリー	1個	○	○
	バッテリー梱包箱	1個	○	○
充電器	充電器	1個	○	○
	コード	3個	○	○
	充電器梱包箱	1個	○	○